

伊 勢 市 公 報

第 42 号
平成 19 年 8 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市職員定数条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	12
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市財産条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例を廃止する条例	20
○ 伊勢市戦災復興記念会館条例を廃止する条例	22
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する等の条例	24
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	31
規 則	
○ 伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例施行規則を廃止する規則	33
○ 伊勢市戦災復興記念会館条例施行規則を廃止する規則	35
○ 伊勢市都市公園条例施行規則	37
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	40
教育委員会規則	
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	42
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則	46
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	48
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	54
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程	57
告 示	
○ 道路の区域変更について	60
○ 道路の供用開始について	61
○ 平成 19 年度補正予算の公表について	62
○ 平成 19 年度補正予算の公表について	65
○ 市道の路線の認定について	69
○ 道路の区域の決定について	70
○ 道路の区域変更について	71
○ 道路の供用開始について	72
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	73
○ 伊勢市文化財の指定について	74
上下水道事業告示	

○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	75
公 告	
○ 職員採用試験の実施について	76
○ 犬の抑留について	80
○ 犬の抑留について	81
消防本部公告	
○ 職員採用試験の実施について	82
病院事業公告	
○ 職員採用試験の実施について	84

伊勢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 16 号

伊勢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市長の資産等の公開に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）

預金及び貯金の額

第 2 条第 1 項第 5 号を削り、同項第 6 号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定（同項第 4 号の改正規定を除く。）は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。

伊勢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 17 号

伊勢市職員定数条例の一部を改正する条例

伊勢市職員定数条例（平成 17 年伊勢市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「958 人」を「853 人」に改め、同条第 3 号中「214 人」を「168 人」に改め、同条第 8 号中「172 人」を「190 人」に改め、同条第 9 号ア中「103 人」を「86 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 18 号

伊勢市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「40 の項」を「49 の項」に改める。

別表中 40 の項を 49 の項とし、39 の項を 48 の項とし、38 の項の次に次のように加える。

39 選挙長	日額	10,600 円
40 投票所の投票管理者	日額	12,600 円
41 期日前投票所の投票管理者	日額	11,100 円
42 開票管理者	日額	10,600 円
43 選挙立会人	日額	8,800 円
44 投票所の投票立会人	日額	10,700 円
45 期日前投票所の投票立会人	日額	9,500 円
46 開票立会人	日額	8,800 円
47 選挙管理委員補充員	日額	6,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 19 号

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成 17 年伊勢市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「6 月以上」を「12 月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6 月以上）」に、「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）」を「同法」に、「同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第 23 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「6 月以上」を「12 月以上（特定退職者にあつては、6 月以上）」に改め、同条第 17 項中「又は船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）」を削る。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 4 項中「6 月以上」を「12 月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者をいう。）にあつては、6 月以上）」に、「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）」を「同法」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 4 項中「6 月以上」を「12 月以上（特定退職者（雇用保険

法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者をいう。）にあっては、6 月以上）」に、「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）」を「同法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 9 条第 17 項の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例第 9 条第 1 項及び第 3 項の規定、第 2 条の規定による改正後の伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 16 条第 4 項の規定並びに第 3 条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 18 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第 1 条の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例第 9 条第 17 項の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）附則第 42 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 4 条の規定による改正前の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 20 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「均等割額によって」の次に「、第 5 号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 法人課税信託（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

第 23 条第 3 項中「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「これに」を削る。

第 31 条第 2 項の表第 1 号中「(昭和 40 年法律第 34 号)」を削る。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 36 条の 5 から第 37 条まで」を「第 36 条の 5、第 37 条」に改める。

附則第 19 条の 2 第 1 項中「証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 20 項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げる取引」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 23 条及び第 31 条第 2 項の改正規定 信託法（平成 18 年法律第 108 号）の施行の日
- (2) 附則第 19 条の 2 第 1 項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の施行の日

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 21 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 36 項又は第 37 項」を「又は第 36 項から第 38 項まで」に改める。

附則第 12 項中「若しくは第 55 項」を「、第 55 項若しくは第 57 項」に、「第 37 項」を「第 36 項から第 38 項まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条

例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 22 号

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 12 条第 1 項の表の第 1 号又は第 45 条第 1 項の表の第 1 号」を「第 12 条第 1 項の表の第 1 号イ又は第 45 条第 1 項の表の第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 23 号

伊勢市財産条例の一部を改正する条例

伊勢市財産条例（平成 17 年伊勢市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条見出し中「普通財産」の次に「及び行政財産」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 238 条の 4 第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定により行政財産を貸し付ける場合又は私権を設定する場合は、前項の規定を準用する。

第 9 条第 1 項中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 24 号

伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例を廃止する条例

伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例(平成 17 年伊勢市条例第 91 号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市戦災復興記念会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 25 号

伊勢市戦災復興記念会館条例を廃止する条例

伊勢市戦災復興記念会館条例（平成 17 年伊勢市条例第 118 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第26号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する等の条例

(伊勢市都市公園条例の一部改正)

第1条 伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の5条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第10条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この条から第10条の6までにおいて「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第10条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第10条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることがで

きないときは、その掲示の要旨を伊勢市公告式条例（平成17年伊勢市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示すること。

- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、前条第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第10条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第10条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札又は競り売り（以下この条において「競争入札等」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札等に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札等に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

（工作物等を返還する場合の手続）

第10条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき

所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第11条を次のように改める。

(有料公園施設)

第11条 市が管理する公園施設で、有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、次のとおりとする。

都市公園	有料公園施設
伊勢市古市公園	伊勢市市営庭球場
伊勢市倉田山公園	伊勢市倉田山公園野球場
伊勢市五十鈴公園	伊勢市五十鈴公園野球場
	伊勢市五十鈴公園球技広場
	伊勢市五十鈴公園多目的広場
伊勢市朝熊山麓公園	伊勢市朝熊山麓公園フットボール場
	伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場
伊勢市大仏山公園	伊勢市大仏山公園スポーツセンター

2 有料公園施設の管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の定めるところによる。

第17条中「市長が」を「規則で」に改める。

(伊勢市体育施設条例の一部改正)

第2条 伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市五十鈴公園多目的広場の項の次に次のように加える。

伊勢市朝熊山麓公園フットボール場	伊勢市朝熊町3477番地2
------------------	---------------

伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	伊勢市朝熊町3477番地 2
------------------	----------------

別表18の表を同表20の表とし、同表 7 の表から同表17の表までを 2 表ずつ繰り下げ、同表 6 の表の次に次の 2 表を加える。

7 伊勢市朝熊山麓公園フットボール場

1 人工芝グラウンド

(1) グラウンド使用料

区分	単位	金額	備考
伊勢市民の場合	1 時間 (1 面につき)	2,000円	1 時間未満は、 1 時間とする。
伊勢市民でない場合	1 時間 (1 面につき)	4,000円	

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	金額	備考
全点灯	1 時間 (1 面につき)	3,000円	1 時間未満は、 1 時間とする。
2 分の 1 点灯	1 時間 (1 面につき)	2,000円	

2 天然芝グラウンド

区分	単位	金額	備考
伊勢市民の場合	1 時間	600円	1 時間未満は、 1 時間とする。
伊勢市民でない場合	1 時間	1,200円	

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は

本市に事務所を有する法人をいう。

8 伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場

区分	単位	金額	備考
伊勢市民の場合	1 時間	300円	1 時間未満は、 1 時間とする。
伊勢市民でない場合	1 時間	600円	

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

(伊勢市朝熊山麓公園条例の廃止)

第 3 条 伊勢市朝熊山麓公園条例（平成17年伊勢市条例第160号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中伊勢市都市公園条例第10条の次に 5 条を加える改正規定及び同条例第17条の改正規定 公布の日

(2) 附則第 3 項の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行前に第 3 条の規定による廃止前の伊勢市朝熊山麓公園条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、次項に定めるものを除き、第 1 条の規定による改正後の伊勢市都市公園条例又は第 2 条の規定による改正後の伊勢市体育施設条例（以下「新体育施設条例」という。）の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新体育施設条例の規定に基づく伊勢市朝熊山麓公園フットボール場の人工芝グラウンドの使用の申請その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 27 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年伊勢市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項各号列記以外の部分中「のうち 2 人まで」を削り、「それぞれ 200 円」を「1 人につき 200 円」に改め、「、その他の扶養親族については 1 人につき 167 円」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成 19 年 4 月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年 3 月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例施行規則を廃止する規則をここに公

布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 35 号

伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例施行規則を廃止する規則

伊勢市養護老人ホーム万亀会館条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 68 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市戦災復興記念会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 36 号

伊勢市戦災復興記念会館条例施行規則を廃止する規則

伊勢市戦災復興記念会館条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 101 号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市都市公園条例施行規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第37号

伊勢市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保管した工作物等の公示の場所等)

第2条 条例第10条の3第1項第1号の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項の規定により保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）が放置されていた場所
- (2) 伊勢市公告式条例（平成17年伊勢市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場（次条において「掲示場」という。）

2 条例第10条の3第2項の規則で定める場所は、伊勢市都市整備部維持課の窓口とする。

(保管した工作物等の売却の方法)

第3条 市長は、条例第10条の5本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

- (1) 一般競争入札に付そうとする工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 一般競争入札の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第10条の5本文の規定による競争入札のうち指名競争入

札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 第1項の規定は、条例第10条の5本文の規定による競り売りに付そうする場合について準用する。

4 市長は、条例第10条の5ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(補則)

第4条 条例第10条の6に規定する受領書の様式その他条例及びこの規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 38 号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成 19 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条総務部の部管財契約課の款庁舎管理係の項中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 26 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条財務政策部の部課税課の款固定資産税係の項第 6 号中「及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金」を削り、同条健康福祉部の部長寿課の款長寿係の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この規則は平成 19 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（同条総務部の部管財契約課の款庁舎管理係の項及び同条健康福祉部の部長寿課の款長寿係の項の改正規定を除く。）は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委 員 長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条の見出しを「(使用期間等)」に改め、同条第1項本文中「及び使用時間」を「、使用時間及び休館日」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「及び」を「若しくは」に、「休止する」を「開館し、若しくは休館する」に改める。

第8条各号を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2中「休館（場）日等」を「休館日」に、「1月3日」を「翌年1月3日」に改め、同表伊勢市五十鈴公園多目的広場の項の次に次のように加える。

伊勢市朝熊山麓公園フットボール場	年間	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年1月3日まで
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場	年間	午前9時から午後6時まで	12月29日から翌年1月3日まで

別表第2伊勢市二見体育館の項、伊勢市二見グラウンドの項及び伊勢市二見スポーツ公園の項中「3月31日」を「翌年3月31日」に改め、同表伊勢市二見テニスコートの項使用時間の欄を次のように改める。

午前8時から午後10時まで

別表第3中「伊勢市五十鈴公園多目的広場」を

「伊勢市五十鈴公園多目的広場
伊勢市朝熊山麓公園フットボール場
伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場」
に、「1箇月前の日に属する月」

を「属する月の前月」に、「から7日以内」を「の7日前から当日までの期間」に、「5日又は10日まで」を「10日前から5日前まで」に、「使用する月の前月1日」を「使用する日の属する月の前月の初日」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条関係）

- 1 建物その他の物件を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- 2 火災の防止に努め、所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 3 許可を受けないで、体育施設内で物品を販売しないこと。
- 4 許可を受けないで、他の室、設備等を使用しないこと。
- 5 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 6 許可を受けないで、広告類を掲示しないこと。
- 7 飲酒し、又は酒気を帯びて体育施設内へ入場しないこと。

- 8 係員の指示に従うこと。
- 9 体育館では飲食しないこと。
- 10 体育館では体育館専用の靴を使用すること。
- 11 体育館では屋外で使用した用具は使用しないこと。
- 12 体育館の使用を中止し、又は終了したときは、直ちに清掃して原状に復するとともに、その旨を係員に告げ、設備その他の点検を受けること。
- 13 貴重品その他持ち物等の管理は、使用者において行うこと。
- 14 使用者は、許可を受けた時間内に入場及び退出すること。
- 15 その他管理上必要な指示に従うこと。

様式第4号中「伊勢市教育委員会」を「伊勢市長」に改める。

附 則

この規則は、伊勢市都市公園条例の一部を改正する等の条例（平成19年伊勢市条例第26号）の施行の日（平成19年10月13日）から施行する。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委 員 長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項生涯学習・スポーツ課の部スポーツ振興係の項第5号中「B & G海洋センター」を「御園B & G海洋センター」に改める。

第5条第1項中「B & G海洋センターにセンター長」を「御園公民館に館長を、御園B & G海洋センターに所長」に改める。

第6条第6項中「所長」を「教育研究所長」に改め、同条に次の1項を加える。

12 二見生涯学習センター長、二見公民館長、二見体育館長、小俣公民館長、小俣総合体育館長、大仏山公園スポーツセンター長、御園公民館長及び御園B & G海洋センター所長は、上司の命を受けて所掌の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（伊勢市御園B & G海洋センター条例施行規則の一部改正）

2 伊勢市御園B & G海洋センター条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育長が兼務し、」を削る。

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委 員 長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会規則第8号

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則
の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 小学校

学校名	通学区域
進修小学校	宇治館町 宇治今在家町 宇治中之切町 宇治浦田町 宇治浦田1丁目 宇治浦田2丁目 宇治浦田3丁目 中村町桜が丘の一部（修道小学校の通学区域を除く。） 勢田町の一部（修道小学校及び明倫小学校の通学区域を除く。） 中村町の一部（修道小学校及び四郷小学校の通学区域を除く。）
修道小学校	桜木町 中之町 中村町桜が丘（進修小学校の通学区域を除く。） 古市町 久世戸町 倭町 勢田町の一部（進修小学校及び明倫小学校の通学区域を除く。） 中村町の一部（進修小学校及び四郷小学校の通学区域を除く。） 楠部町の一部（有緝小学校及び四郷小学校の通学区域並びに調整区域を除く。）
有緝小学校	河崎1丁目 河崎2丁目 河崎3丁目 船江1丁目 船江2丁目 船江3丁目 船江4丁目 神久1丁目 神久2丁目 神久3丁目 神久4丁目 神久5丁目 神久6丁目 楠部町の一部（修道小学校及び四郷小学校の通学区域並びに調整区域を除く。）
早修小学校	宮町1丁目 宮町2丁目 常磐町 常磐1丁目（調整区域を除く。） 常磐2丁目 常磐3丁目 浦口町 浦口3丁目
中島小学校	二俣町 二俣1丁目 二俣2丁目 二俣3丁目 二俣4丁目 辻久留町 辻久留1丁目 辻久留2丁目 辻久留3丁目 中島1丁目 中島2丁目 宮川1丁目 宮川2丁目

明倫小学校	尾上町 岡本町 岡本1丁目 岡本2丁目 岡本3丁目 岩淵町 岩淵1丁目 岩淵2丁目 岩淵3丁目 吹上1丁目 吹上2丁目 (調整区域を除く。) 豊川町 勢田町の一部(進修小学校及び修 道小学校の通学区域を除く。) 藤里町の一部(宮山小学校の通学 区域及び調整区域を除く。)
厚生小学校	本町 宮後1丁目 宮後2丁目 宮後3丁目 一之 木1丁目 一之木2丁目 一之木3丁目 一之木4 丁目 一之木5丁目 一志町 八日市場町(調整区域 を除く。) 大世古1丁目 大世古2丁目 大世古3 丁目 大世古4丁目 曾祢1丁目 曾祢2丁目
神社小学校	神社港 竹ヶ鼻町 小木町 馬瀬町 下野町 大湊 町の一部(大湊小学校の通学区域を除く。)
大湊小学校	大湊町(神社小学校の通学区域を除く。)
浜郷小学校	黒瀬町 通町(調整区域を除く。) 一色町 田尻町
佐八小学校	大倉町 佐八町 津村町(上野小学校の通学区域を 除く。)
宮山小学校	藤里町(明倫小学校の通学区域及び調整区域を除く。) 旭町 前山町
豊浜東小学校	東豊浜町 檜原町 西豊浜町の一部(豊浜西小学校の 通学区域を除く。) 御菌町上條の一部(御菌小学校の 通学区域を除く。)
豊浜西小学校	西豊浜町(豊浜東小学校の通学区域を除く。) 植山町 磯町(御 菌小学校の通学区域を除く。)
北浜小学校	有滝町 村松町(東大淀小学校の通学区域を除く。) 東大淀町の一部(東大淀小学校の通学区域を除く。)
東大淀小学校	東大淀町(北浜小学校の通学区域を除く。) 柏町 村松町の一部(北浜小学校の通学区域を除く。)
城田小学校	上地町 栗野町 中須町 川端町
四郷小学校	中村町(進修小学校及び修道小学校の通学区域を除 く。) 楠部町(修道小学校及び有緝小学校の通学区 域並びに調整区域を除く。) 一字田町 朝熊町 鹿 海町(調整区域を除く。)
上野小学校	上野町 円座町 神菌町 横輪町 矢持町 津村町 の一部(佐八小学校の通学区域を除く。)
二見小学校	二見町松下 二見町江 二見町茶屋 二見町三津 二見町山田 原 二見町溝口 二見町荘 二見町西の一部(今一色小学校の通 学区域を除く。) 二見町光の街
今一色小学校	二見町今一色 二見町西の一部(二見小学校の通学区域を除く。)
小俣小学校	小俣町元町 小俣町宮前(調整区域を除く。) 小俣町本町 小 俣町相合の一部(明野小学校の通学区域を除く。)

明野小学校	小俣町明野 小俣町湯田 小俣町新村 小俣町相合の一部（小俣小学校の通学区域を除く。）	
御菌小学校	御菌町全域（豊浜東小学校の通学区域を除く。） 磯町の一部（豊浜西小学校の通学区域を除く。）	
御菌小学校日赤分校	伊勢市全域	
調整区域	修道小学校、有緝小学校又は浜郷小学校	神田久志本町
	修道小学校又は四郷小学校	楠部町の一部（修道小学校、有緝小学校及び四郷小学校の通学区域を除く。）
	早修小学校又は厚生小学校	八日市場町の一部（厚生小学校の通学区域を除く。）
	早修小学校又は中島小学校	浦口1丁目 浦口2丁目 浦口4丁目 常磐1丁目の一部（早修小学校の通学区域を除く。）
	浜郷小学校又は四郷小学校	通町の一部（浜郷小学校の通学区域を除く。） 鹿海町の一部（四郷小学校の通学区域を除く。）
	宮山小学校又は明倫小学校	藤里町の一部（宮山小学校及び明倫小学校の通学区域を除く。）
	明倫小学校又は有緝小学校	吹上2丁目の一部（明倫小学校の通学区域を除く。）
	東大淀小学校又は明野小学校	野村町
	小俣小学校又は城田小学校	小俣町宮前的一部分（小俣小学校の通学区域を除く。）

備考

- 1 この表において「中村町桜が丘」とは、中村町字桜が丘をいう。
- 2 この表において「中村町」とは、中村町のうち字桜が丘を除いた部分をいう。

2 中学校

学校名	通学区域
倉田山中学校	尾上町 岡本町 岡本1丁目 岡本2丁目 岡本3丁目 岩淵町 岩淵1丁目 岩淵2丁目 岩淵3丁目 吹上1丁目 吹上2丁目 河崎2丁目 河崎3丁目 豊川町 神久1丁目 神久2丁目 神久3丁目 神久4丁目 神久5丁目 神久6丁目 勢田町の一部(進修小学校及び修道小学校の通学区域並びに調整区域を除く。) 藤里町の一部(宮山小学校の通学区域及び調整区域を除く。) 楠部町の一部(修道小学校、四郷小学校の通学区域及び調整区域を除く。)
五十鈴中学校	宇治館町 宇治今在家町 宇治中之切町 宇治浦田町 宇治浦田1丁目 宇治浦田2丁目 宇治浦田3丁目 桜木町 中之町 中村町 桜が丘 古市町 久世戸町 勢田町の一部(明倫小学校の通学区域及び調整区域を除く。) 中村町 楠部町の一部(有緝小学校の通学区域及び調整区域を除く。) 一字田町 朝熊町 鹿海町(調整区域を除く。)
厚生中学校	本町 宮後1丁目 宮後2丁目 宮後3丁目 一之木1丁目 一之木2丁目 一之木3丁目 一之木4丁目 一之木5丁目 一志町 八日市場町(調整区域を除く。) 大世古1丁目 大世古2丁目 大世古3丁目 大世古4丁目 曾祢1丁目 曾祢2丁目 藤里町(明倫小学校の通学区域及び調整区域を除く。) 旭町 前山町(調整区域を除く。)
宮川中学校	宮町1丁目 宮町2丁目 常磐町 常磐1丁目 常磐2丁目 常磐3丁目 浦口町 浦口1丁目 浦口2丁目 浦口3丁目 浦口4丁目 二俣町 二俣1丁目 二俣2丁目 二俣3丁目 二俣4丁目 辻久留町 辻久留1丁目 辻久留2丁目 辻久留3丁目 中島1丁目 中島2丁目 宮川1丁目 宮川2丁目 大倉町 佐八町
港中学校	神社港 竹ヶ鼻町 小木町 馬瀬町 下野町 大湊町 黒瀬町(調整区域を除く。) 通町(調整区域を除く。) 一色町 田尻町
豊浜中学校	西豊浜町 植山町 磯町 東豊浜町 檜原町 御菌町 上條の一部(御菌小学校の通学区域を除く。)
北浜中学校	有滝町 村松町 東大淀町 柏町
城田中学校	上地町 栗野町 中須町 川端町
沼木中学校	上野町 円座町 神菌町 横輪町 矢持町
二見中学校	二見町全域
小俣中学校	小俣町全域(調整区域を除く。)
御菌中学校	御菌町全域(豊浜東小学校の通学区域を除く。) 磯町の一部(豊浜西小学校の通学区域を除く。)

調整 区域	倉田山中学校又は五十鈴中学校	倭町 勢田町の一部 楠部町の一部
	倉田山中学校、五十鈴中学校又は港中学校	神田久志本町 通町の一部（浜郷小学校の通学区域を除く。） 鹿海町の一部（四郷小学校の通学区域を除く。）
	倉田山中学校又は厚生中学校	河崎1丁目 船江1丁目 船江2丁目 船江3丁目 船江4丁目 藤里町の一部（倉田山中学校及び厚生中学校の通学区域を除く。）
	倉田山中学校又は港中学校	黒瀬町の一部（港中学校の通学区域を除く。）
	厚生中学校又は宮川中学校	八日市場町の一部（厚生中学校の通学区域を除く。） 前山町の一部（厚生中学校の通学区域を除く。）
	宮川中学校又は沼木中学校	津村町
	北浜中学校又は小俣中学校	野村町
	小俣中学校又は城田中学校	小俣町宮前的一部分（小俣中学校の通学区域を除く。）

備考

- 1 この表において「中村町桜が丘」とは、中村町字桜が丘をいう。
- 2 この表において「中村町」とは、中村町のうち字桜が丘を除いた部分をいう。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 19 年 7 月 31 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委 員 長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会訓令第2号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第10号を次のように改める。

- (10) 1件500万円未満の不用物品（学校の用に供されていたものに限る。）の処分の決定

第4条第11号から第14号までを削る。

第5条第9号を次のように改める。

- (9) 1件100万円以上300万円未満の不用物品（学校の用に供されていたものに限る。）の処分の決定

第5条第10号及び第11号を削る。

第6条課長等共通専決事項の項中第10号を削り、第11号を第10号をとし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 1件100万円未満の不用物品（学校の用に供されていたものに限る。）の処分の決定（教育総務課長及び学校教育課長に限る。）

第6条課長等共通専決事項の項中第12号から第21号までを削り、第22号を第12号とし、第23号から第25号までを10号ずつ繰り上げ、同条生涯学習・スポーツ課長専決事項の項第9号中「B & G 御菌海洋センター」を「御菌B & G海洋センター」に改める。

第7条中「次に掲げる事項」を「教育次長が専決することができることとされている事項のうち当該特定事務に係るもの」に改め、同条各号を削る。

第8条中「前条に規定する課長等の共通専決事項」を「課長等が専決することができることとされている事項のうち当該特定事務に係るもの」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月13日から施行する。ただし、第6条生涯学習・スポーツ課長専決事項の項の改正規定は、公表の日から施行する。

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程を次

のように定める。

平成 19 年 7 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第 6 号

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程
伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程(平成 17 年伊勢市上下水道
事業管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号を次のように改める。

(9) 一人親世帯 次に掲げる者が現に満 18 歳に満たない者を扶養して
いる世帯をいう。

ア 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規
定する配偶者のない女子

イ 配偶者と死別した男子であって、現に婚姻をしていないもの

ウ 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 25 条に
規定する配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないものに準ず
る者

第 3 条第 1 項第 2 号中「母子世帯」を「一人親世帯」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(助成金額等)

第 4 条 管理者は、水洗便所等改造資金のうち前条第 1 項第 1 号に該当す
る者にあつては、必要と認めた工事費のうち 50 万円を限度とした額を、
同項第 2 号又は第 3 号に該当する者にあつては、必要と認めた工事費に
2 分の 1 を乗じて得た額(当該額が 38 万円を超えるときは、38 万円と
する。)を助成する。この場合において、算出した額に 1,000 円未満の
端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項の申請は、伊勢市公共下水道条例(伊勢市条例第 176 号。以下「条
例」という。)第 4 条に規定する排水設備等の計画の確認の申請と同時
に行わなければならない。

第8条中「伊勢市公共下水道条例（平成17年伊勢市条例第176号）」を「条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程第2条から第4条までの規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る助成金の交付について適用し、施行日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

伊勢市告示第 84 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 7 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	西豊浜明野線	西豊浜町字一丁田 649 番 1 地先から 西豊浜町字水附 653 番地先まで	旧	10.5～11.5	59.1
			新	10.5～17.1	59.1

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 85 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 7 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
西豊浜明野線	西豊浜町字一丁田 649 番 1 地先から 西豊浜町字水附 653 番地先まで

供用開始の期日 平成 19 年 7 月 17 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 86 号

平成 19 年 6 月 27 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 19 年度補正予

算の要領は、次のとおりです。

平成 19 年 7 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

議案第54号

平成19年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

平成19年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,081,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成19年 6月20日 提出

伊勢市長 森下隆生

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		2,256,975	3,230	2,260,205
	3 委託金	439,879	3,230	443,109
21 諸収入		711,133	1,000	712,133
	5 雑入	612,207	1,000	613,207
歳入合計		44,076,924	4,230	44,081,154

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 観光費		290,931	1,000	291,931
	1 観光費	290,931	1,000	291,931
11 教育費		4,029,850	3,230	4,033,080
	1 教育総務費	758,972	180	759,152
	2 小学校費	621,478	1,700	623,178
	3 中学校費	343,852	1,350	345,202
歳出合計		44,076,924	4,230	44,081,154

伊勢市告示第 87 号

平成 19 年 7 月 4 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 19 年度補正予

算の要領は、次のとおりです。

平成 19 年 7 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

議案第55号

平成19年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成19年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,076,924千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年 6月27日 提出

伊勢市長 森 下 隆 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		50,000	10,807	60,807
	1 繰越金	50,000	10,807	60,807
21 諸収入		710,863	270	711,133
	5 雑入	611,937	270	612,207
歳入合計		44,065,847	11,077	44,076,924

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,543,126	11,077	7,554,203
	1 総務管理費	6,376,740	11,077	6,387,817
歳出合計		44,065,847	11,077	44,076,924

第2表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度 額
中 学 校 給 食 施 設 運 営 委 託	自 平成 19 年度 至 平成 24 年度	430,000 <small>千円</small>

伊勢市告示第 88 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 19 年 7 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
楠部 37 号線	楠部町字下村地内		
	楠部町字下村地内		
楠部 38 号線	楠部町字尾崎地内		
	楠部町字小村地内		

伊勢市告示 89 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 19 年 7 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	楠部 37 号線	4.0～10.0	32.0
市 道	楠部 38 号線	4.6～18.0	96.0

区域 を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 90 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 7 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	元町 25 号線	小俣町相合 191 番 4 地先から 小俣町相合 191 番 5 地先から	旧	6.3～9.3	18.7
			新	6.3～22.4	18.7

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 91 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 7 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
元町 25 号線	小俣町相合 191 番 4 地先から 小俣町相合 191 番 5 地先から

供用開始の期日 平成 19 年 7 月 20 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成19年7月19日

伊勢市教育委員会
委員長 角前 泰之

記

- 1 日 時 平成19年7月26日(木)午後1時30分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第17号 事務委任及び補助執行の協議について

議案第18号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第19号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則について

議案第20号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

議案第21号 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について

議案第22号 伊勢市指定有形文化財の指定について

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市文化財保護条例に基づき、次のとおり伊勢市指定有形文化財に指定します。

平成19年7月31日

伊勢市教育委員会

	種別	名称	時代	員数	所在地	所有者 (管理者)
1	有形文化財 (工芸品)	三猿庚申塔	室町	1基	伊勢市辻久留3丁目 13-15	一志 重夫

伊勢市上下水道事業告示第 44 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 7 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
93	株式会社 下村住建	伊勢市小俣町明野 1234 番地	平成 19 年 7 月 18 日
313	有限会社 杉村設備	度会郡大紀町崎 2432 番地 2	平成 19 年 7 月 18 日

伊勢市公告第45号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成19年7月17日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 採用予定者

事務職	11名 程度
事務職（身体障がい者を対象とした別枠）	3名 程度
保育士	3名 程度
保健師	3名 程度
土木技術職	2名 程度
電気技術職	1名 程度
化学技術職	1名 程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者で、伊勢市に通勤可能な者
- (2) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。
なお、外国籍の者は採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職（本公告末尾参照）には任用できません。

(3) 受験区分

ア 事務職、土木技術職、電気技術職及び化学技術職

- I A 昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- I B 昭和61年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者
- I C 昭和63年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

イ 事務職（身体障がい者を対象とした別枠）

II C 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

- ①身体障害者手帳の交付を受けている者
- ②自力での通勤ができ、かつ、介助者なしに一般事務職として職務の遂行が可能な者
- ③採用試験において活字印刷文（文字の大きさは10ポイント程度）による出題に対応できる者（ただし、ルーペの使用は可能）

ウ 保育士

- III A 昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- III B 昭和61年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

ただし、保育士資格を有するか、平成20年3月学校を卒業し免許取得見込みであること。

エ 保健師

IV A 昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

IV B 昭和61年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

ただし、保健師資格を有するか、平成20年3月学校を卒業し免許取得見込みであること。

3 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者を対象に行い、第3次試験は、第2次試験合格者を対象に行います。

(1) 第1次試験

ア 試験種目

職 種	試 験 区 分
事 務 職	教養試験・適性試験
事 務 職 (身体障がい者を対象とした別枠)	
保 育 士、保 健 師、土木技術職、電気技術職及び化学技術職	教養試験・適性試験・専門試験

イ 試験の内容

試 験 区 分	内 容
教養試験	受験区分 I A、III A及びIV Aの者は大学卒業程度、I B、III B及びIV Bの者は短期大学卒業程度、I C及びII Cの者は高等学校卒業程度における社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験
専門試験 (保育士)	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理・保育内容及び保健衛生についての択一式による筆記試験
専門試験 (保健師)	地域看護学、疫学・保健統計(情報処理を含む。)及び保健福祉行政論についての択一式による筆記試験
専門試験 (土木技術職)	受験区分 I A及びI Bの者は数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)及び土木施工、I Cの者は数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工についての択一式による筆記試験
専門試験 (電気技術職)	受験区分 I A及びI Bの者は数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学、I Cの者は数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術、電子技術・電子回路、電子情報技術及び電子計測制御についての択一式による筆記試験
専門試験 (化学技術職)	受験区分 I A及びI Bの者は数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学、I Cの者は数学・物理・情報技術基礎、工業化学及び化学工学についての択一式による筆記試験
適性試験	適性についての択一式による筆記試験

(2) 第2次試験

口述試験（面接）

(3) 第3次試験

口述試験（集団討議及び面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

伊勢市総務部職員課が交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付して、全職種共通の添付書類を添えて**必ず受験者本人が持参又は郵送**してください。

ただし、事務職（身体障がい者を対象とした別枠）、保育士及び保健師については、全職種共通の添付書類のほか職種別追加書類を添えて提出してください。

ア 全職種共通の添付書類

添 付 す る 書 類
住民票の写し（本人のみ）、返信用封筒2通（長形3号(120×235mm)に80円切手を貼付の上、連絡先の住所、氏名を記入のこと。）
最終学歴となる学校の学業成績証明書（第2次試験合格者のみ。提出は2次合格通知受理後。）
※外国籍の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

イ 職種別追加書類

受 験 区 分	添 付 す る 書 類
事 務 職（身体障がい者を対象とした別枠）	身体障害者手帳の写し
保 育 士及び保 健 師	有資格（資格取得見込）を証する書類

(2) 申込受付期間

平成19年8月1日（水）から8月17日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日のみ午後7時まで）。日曜日及び土曜日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成19年8月15日（水）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成19年9月16日（日）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

平成19年10月6日（土）又は7日（日）に行いますが、時間及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 第3次試験

平成19年10月21日（日）又は22日（月）及び27日（土）又は28日（日）に行いますが、時間及び場所は、第2次試験合格者に通知します。

(4) 試験結果（得点及び順位）の通知

第1次試験の試験結果について、本人の得点・採用区分ごとの順位を結果通知書にてお知らせします。

なお、得点・順位の開示を希望しない方は受験申込書の裏面の「希望しない」に記入してください。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成19年10月下旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成20年4月1日

8 給与

伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、伊勢市総務部職員課へしてください。

（電話 0596-21-5505・5506）

郵送の場合の送り先は、次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用募集申込書在中」と記入してください。

また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要が生じますので、**必ず連絡先（電話番号）をご記入ください。**

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市総務部職員課宛

10 外国籍職員の任用に関する基準について

【公務員に関する基本原則】

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

伊勢市においては、上記の基本原則に基づき、外国籍の職員は次のような職務につくことができません。

(1) 公権力の行使に相当する職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務や負担を一方向的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に相当する職

「公の意思の形成への参画」に相当する職とは、伊勢市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐等以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

伊勢市公告第 46 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 7 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市船江	プードル	茶	雌	小	91 日以上	
2	伊勢市船江	プードル	茶	雌	小	91 日以上	

2 抑留した日 平成 19 年 7 月 13 日

3 抑留期限 平成 19 年 7 月 20 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 47 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 7 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市曾祢	雑種	茶	不明	中	91 日以上	首輪なし

2 抑留した日 平成 19 年 7 月 24 日

3 抑留期限 平成 19 年 7 月 27 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市消防本部公告第1号

次のとおり伊勢市消防職員の採用試験を行います。

平成19年7月17日

伊勢市消防長 西田 恒郎

- 1 採用予定者
- ・ 消防職（一般） 14名程度
 - ・ 消防職（救急救命士） 2名程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 心身とも健全で、消防業務に支障がないこと。
- (3) 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者のうち次の区分による。

	学歴、免許等			生年月日
消防職 (一般)	ア	大学又は大学院修了者	平成20年3月の修了見込者含む。	昭和53年4月2日から 昭和61年4月1日まで
	イ	短期大学、高等専門学校又は 専修学校（専門課程）修了者		昭和55年4月2日から 昭和63年4月1日まで
	ウ	中学校又は高等学校修了者		昭和57年4月2日から 平成2年4月1日まで
消防職 (救急救命士)	救急救命士法（平成3年法律第36号）による救急救命士免許証を有する人			昭和53年4月2日から 平成2年4月1日まで

3 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者を対象に行います。

(1) 第1次試験

ア 試験科目

教養試験、適正試験及び体力試験

イ 試験の内容

試験区分	内 容
教 養 試 験	社会・人文・自然に関する一般知識並びに文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
適 性 試 験	適性についての択一式による筆記試験
体 力 試 験	握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・立ち幅とび

(2) 第2次試験

ア 口述試験（面接）

イ 作文試験

ウ 健康診断

4 受験手続

(1) 申込方法

伊勢市消防本部が交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼付して、次の書類を添付し**必ず受**

験者本人が持参又は郵送してください。

郵送の場合の宛先は、次のとおりです。なお、朱書きで「職員採用試験受験申込書在中」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合は、至急連絡する必要があるため、**必ず連絡先(電話番号)をご記入ください。**

写真は、上半身を写した名刺型で申込み前6か月以内に撮影したものとします。

〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1436番地1 伊勢市消防本部 総務課 宛

添 付 す る 書 類	
消防職（一般及び救急救命士） 受験者共通	住民票の写し（本人分のみ）1通、返信用封筒2通 （80円切手を貼付の上、連絡先の住所、氏名を記入のこと。）
	最終学歴に係る修了証明書又は修了見込証明書1通 （中学校修了者を除く。）
消防職（救急救命士）受験者のみ	救急救命士免許証の写し1通

(2) 申込受付期間

平成19年8月1日(水)から8月17日(金)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日は除きます。)

ただし、郵送の場合は、平成19年8月15日(水)付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成19年9月16日(日)に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

10月中旬に行いますが、日時及び場所は第1次試験合格者に通知します。

1次試験合格者は、指定した検査項目に従い、各自で健康診断を受け、2次試験の当日までに提出してください。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験及び第2次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

10月下旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成20年4月1日

8 職務内容等

採用後、全員三重県消防学校に入校し、研修を受けます。その後、各消防署等に配属され、消防業務全般に従事します。

9 給 与

伊勢市職員給与条例に基づき支給します。

10 その他

この試験についての問い合わせは、伊勢市消防本部総務課へしてください。

(電話 0596-25-1206 又は 25-1264)

伊勢市病院事業公告第5号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成19年7月20日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

1 採用職種及び採用予定者数

区分Ⅰ 薬剤師 1人程度

区分Ⅱ 臨床工学技士 1人程度

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、当該免許を有する者又は平成20年3月に学校を卒業し、当該免許を取得見込みの者
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、区分Ⅰについては宿日直勤務が可能な者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (4) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

(1) 第1次試験

筆記試験

(2) 第2次試験

口述試験（面接）及び作文試験

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④免許証を有しない者は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書
⑤日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成19年8月1日（水）から平成19年8月20日（月）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日及び土曜日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成19年8月17日（金）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

平成19年9月16日（日）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

(2) 第2次試験

平成19年10月に行いますが、日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第1次試験及び第2次試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成19年10月下旬に受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成20年4月1日。ただし、免許未取得者は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要がある生じますので、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課